

青森市産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議制度を設けること等により、産業廃棄物最終処分場の設置等によって生活環境に係る被害が生ずることを防止し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。
- (2) 産業廃棄物最終処分場の設置等 産業廃棄物最終処分場の設置又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更（法第15条の2の6第1項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）をいう。

(産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議)

第3条 市の区域内において産業廃棄物最終処分場の設置等を行おうとする者（以下「設置等予定者」という。）は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定による公告（同法第32条第1項の規定による公告を含む。）又は青森県環境影響評価条例（平成11年青森県条例第56号）第26条の規定による公告（同条例第31条第1項の規定による公告を含む。）を行った後、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可の申請を行う前に、最終処分場設置等事前協議書（様式第1号。以下「設置等事前協議書」という。）により市長に協議しなければならない。

2 設置等事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物最終処分場の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (2) 埋立処分の計画を記載した書類
- (3) 産業廃棄物最終処分場の付近の見取図

(産業廃棄物最終処分場の設置等に係る協議内容の審査結果の通知等)

第4条 市長は、前条の規定による協議があった場合は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保の見地から産業廃棄物最終処分場の設置等の内容を審査し、その結果を協議のあった日の翌日から起算して60日以内に設置等予定者に通知するものとする。

2 市長は、生活環境の保全又は公衆衛生の確保上支障があると認めるときは、設置等予定者に対し、産業廃棄物最終処分場の構造又は規模を変更すべきことその他生活環境の保全又は公衆衛生の確保のために必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による通知（法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更で生活環境の保全及び公衆衛生の確保上支障がないと市長が認めるものを行おうとする者への通知を除く。）又は前項の規定による勧告をした場合は、遅滞なく、その内容を関係市町村（その区域内に産業廃棄物最終処分場の設置等に伴って生活環境に影響を受けると認められる者（以下「関係住民」という。）が居住する市町村をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

（産業廃棄物最終処分場の設置等に係る協議内容の変更）

第5条 第3条及び前条の規定は、設置等予定者が第3条の規定による協議の内容に変更を加えようとする場合について準用する。

- 2 前項の規定は、設置等予定者が同項において準用する第3条の規定による協議の内容に変更を加えようとする場合について準用する。

（協議を行わない設置等予定者等の公表）

第6条 市長は、設置等予定者が第3条（前条において準用する場合を含む。）の規定による協議を行わないときは、その旨を公表することがある。

- 2 市長は、第4条第2項（前条において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けた設置等予定者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することがある。

（あっせん）

第7条 市長は、産業廃棄物最終処分場の設置等が生活環境に及ぼす影響に関して設置等予定者と関係住民との間に生じた紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申出があった場合において、必要があると認めるときは、あっせんを行うものとする。

- 2 前項あっせんの申出は、あっせん申出書（様式第2号）により行わなければならない。
- 3 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせンを打ち切るものとする。
- 4 市長は、前項の規定によりあっせンを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知するものとする。

（生活環境の保全及び公衆衛生の向上に関する協定）

第8条 設置等予定者は、関係市町村から生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために必要な事項を内容とする協定の締結を求められたときは、産業廃棄物最終処分場の設置等に着手する前に誠意をもってこれに応じなければならない。

（書類の提出部数）

第9条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、正副2通とする。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 6 年 1 月 2 2 日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

様式第 1 号（第 3 条、第 5 条関係）

年 月 日

青森市長 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

最終処分場設置等（変更）事前協議書

次のとおり、産業廃棄物最終処分場の設置等（設置・変更）を行いたい（ 年 月
日付けで協議した内容について変更を加えたい）ので、青森市産業廃棄物最終処分場の
設置等に係る事前協議等に関する要綱第 3 条第 1 項（第 5 条において準用する場合を含む。）
の規定により協議します。

最終処分場の種類	1 遮断型 2 安定型 3 管理型
設置等の理由	
処理する産業廃棄物 の種類	
設置等の場所	
最終処分場の処理能 力	埋立処分の用に供 される場所の面積 m ² 埋立容量 m ³
処分期間	
埋立方式	1 サンドイッチ式 2 その他（ ）
埋立地の構造	1 水面埋立 2 陸上埋立（ア 山間 イ 平地）

埋立地の構造		1 水面埋立	2 陸上埋立（ア 山間 イ 平地）
構造及び設備の概要	囲い及び立札等		
	地滑り防止工又は沈下防止工		
	擁壁等		
	浸出液による汚染防止措置	遮水工	
		地下水集排水設備	
		保有水等集排水設備	
		調整池	
		浸出液処理設備	
		その他	
	地表水流入防止工		
	外周仕切設備		
	内部仕切設備		
	雨水等排出設備		
	採取設備		
その他			
放流水	水質	BOD mg/L COD mg/L SS mg/L pH 大腸菌数 コロニー形成単位/mL TN mg/L TP mg/L	
	水量	平均 m ³ /日	最大 m ³ /時
放流方法			
放流先の概要	種類・名称		
	渇水時における水質・水量	BOD mg/L COD mg/L SS mg/L pH 大腸菌数 コロニー形成単位/mL TN mg/L TP mg/L	
		平均 m ³ /日	最大 m ³ /日
生活環境の保全及び公衆衛生の確保のための措置			
跡地利用計画			
他法令による規制等の状況			
関係市町村名			

注1 法第15条第2項第4号から第7号まで掲げる事項の変更についての事前協議又は協議内容の変更の場合には、変更前と変更後の内容を対比して記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4縦長とする。

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

青森市長 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

あ っ せ ん 申 出 書

産業廃棄物最終処分場の設置等が生活環境に及ぼす影響に関して紛争が生じたので、青森市産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱第 7 条第 1 項の規定によりあつせんを申し出ます。

1 紛争の内容

2 あつせんを申し出た理由

注 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 縦長とする。